

令和3年 5 月 26 日
気象庁大気海洋部

お知らせ

～災害対策基本法の改正に伴う指定河川洪水予報の読み替えについて～

災害対策基本法が令和3年に改正(災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和3年法律第30号):5月10日公布、5月20日施行)され、市町村が発令する避難情報が一部変更されました。

これに伴い、指定河川洪水予報の情報文にも一部変更が生じますが、この表示修正にはシステム改修が必要となっています。現在、改修作業を進めており、国管理河川については6月 1 日*、都道府県管理河川については準備が整った河川から順次、変更後の表示に切り替わる見込みです。対応が完了するまでの間は、情報文において以下の通り読み替えをお願いします。

「避難準備・高齢者等避難開始」	→	「高齢者等避難」
「避難勧告」	→	「避難指示」
「避難指示(緊急)」	→	「避難指示」
「災害発生情報」	→	「緊急安全確保」

※指定河川洪水予報を発表中、または発表の可能性がある場合等、天候により延期することがあります。

ご利用の皆様にご不便をおかけすることをお詫びいたします。